

障害者活躍推進計画

機関名	久留米広域消防本部
任命権者	久留米広域消防本部 消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
久留米広域消防本部における障害者雇用に関する課題	<p>○次の理由から、障害者に限定した募集・採用を行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用後は消防吏員として消防活動に従事するため、採用試験において職務遂行に必要な体力を有するか判定するための体力試験を実施。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第38条に規定する対象障害者数が1人に満たない。 →障害者とともに働くことに対する理解が得にくい環境にある。 <p>○事故等により障害者となった職員が若干名在籍することもあるが、本人の意向を踏まえ、個別に措置を講じてきた。 →組織的な体制整備は行っていない。</p>
目標	
採用に関する目標	障害者雇用に関する理解促進
定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録やアンケート等を元に、採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<p>○障害者雇用推進者として消防本部人事研修課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、3か月以内に選任する。（当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。）</p> <p>○庁内相談窓口を設置し、障害のある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者からの相談体制を整備する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○障害により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<p>○相談窓口への相談のほか、必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調への配慮を行う。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のため、時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○職場内研修を実施し、職員の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第36条の2から第36条の4までの規定に基づき事業主が講ずべき措置（合理的配慮）、障害者雇用についての理解を深める。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>